

(△は一部該当)

		医 療					補装具・生活用具		在宅サービス		住宅の確保		年金・手当									
障害種別	等 級	自立支援医療 (育成医療・更生医療・精神通院医療)	ひとり親家庭等医療費助成制度	重度障害者医療費助成制度	後期高齢者医療制度	精神障害者入院医療援助金	補装具費の支給	日常生活用具の給付	訪問入浴サービス事業	日常生活自立支援事業	やさしい住まい推進事業	公営住宅公募時の優遇・使用料減免	障害基礎年金	川崎市在宅重度重複障害者等手当	特別児童扶養手当	障害児福祉手当	特別障害者手当	児童扶養手当	心身障害者扶養共済制度	災害遺児等福祉手当		
掲載ページ		115 116	118	118	118	117	64	64	51	27	78	76～ 78	124	130	132	132	133	134	129	136		
身体障害者手帳	視覚障害	1	○	△	○	○		△	△	○	△	○	○	△	△	○	○	△	△	○	○	
		2	○	△	○	○		△	△	○	△	○	○	△	△	○	△	△	△	○	○	
		3	○	△	△	○		△	△		△	△	○	△	△	○	△	△	△	○		
		4	○					△	△		△		○			△	△	△				
		5	○					△	△		△					△	△	△				
		6	○					△	△		△					△	△	△				
	聴覚・平衡機能障害	2	○	△	○	○		△	△	○	△	○	○	△	△	○	△	△	△	○	○	
		3	○	△	△	○		△	△		△	△	○	△	△	○	△	△	△	○		
		4	○			△		△	△		△		○			△	△	△				
		5	○					△	△		△					△	△	△				
		6	○					△	△		△					△	△	△				
	音声・言語機能障害	3	○	△	△	○		△	△		△	△	○	△	△	○			△	○		
		4	○			○		△	△		△		○			△						
	肢体不自由	1	○	△	○	○		△	△	○	△	○	○	△	△	○	○	△	△	△	○	○
		2	○	△	○	○		△	△	○	△	○	○	△	△	○	△	△	△	△	○	○
		3	○	△	△	○		△	△		△	△	○	△	△	○	△	△	△	△	○	
		4	○			△		△	△		△		○			△	△	△				
		5	○					△	△		△					△	△	△				
		6	○					△	△		△					△	△	△				
		1	○	△	○	○		△	△	○	△	○	○	△	△	○	△	△	△	△	○	○
		2	○	△	○	○		△	△	○	△	○	○	△	△	○	△	△	△	△	○	○
	3	○	△	△	○		△	△		△	△	○	△	△	○	△	△	△	△	○		
	4	○					△	△		△		○			△	△	△					
療育手帳	A1(IQ20 以下)	△	△	○	○			△	○	△	○	○	△	△	○	○	△	△	△	○		
	A2(IQ21-35)	△	△	○	○			△	○	△	○	○	△	△	○	△	△	△	△	○		
	B1(IQ36-50)	△	△	△						△	△	○	△	△	△	△	△	△	△	○		
	B2(IQ51-75)	△								△		△	△		△	△	△		○			
精神障害者保健福祉手帳	1	○	△	△	○	○		△		△		○	△	△	△	△	△	△	△			
	2	○	△		○	○		△		△		○	△		△	△	△	△	△			
	3	○				○		△		△		△	△		△	△	△	△	△			
所得による負担の有無		有	無	無	有	無	有	有	有	無	有	有	無	無	無	無	無	無	有	無		
所得制限の有無		有	有	無	無	有	有	有	無	無	有	有	有	有	有	有	有	有	無	無		
備 考		△知的障害（精神遅滞）については、精神症状を伴い精神療法を要する場合に限る 父または母が重度の障害の場合 △身障手帳3級かつIQ50以下 精神は通院のみ 65歳以上74歳以下の場合 認定条件を満たせば手帳の有無は問わない 補装具の購入又は修理を必要と認められる者に限る △種目により対象範囲に含まれる △身障手帳3級かつIQ50以下 △公営住宅公募時の優遇のみ該当 △身障手帳3級かつIQ50以下 △公営住宅公募時の優遇のみ該当 障害児福祉手当または特別障害者手当の受給資格を有する方は該当 その他同程度の障害を有する方も該当する場合あり その他同程度の障害を有する方も該当する場合あり その他同程度の障害を有する方も該当する場合あり 父または母が重度の障害の場合 父または母が重度の障害の場合																				

障害程度別該当事業一覧表 (注) この一覧はあくまでも目安です。対象となるかどうかなどの詳細は、各窓口でご相談ください。

(△は一部該当)

		税の控除など						公共料金の割引			交 通						福祉資金の 貸付		情報支援				
障 害 種 別	等 級	所得税および住民税の控除	相続税の障害者控除	個人事業税の非課税・減免	自動車税の減免	軽自動車税の減免	少額預金等利子非課税制度	水道料金・下水道使用料の減免	N H K受信料の減免	鉄道運賃の割引	航空運賃の割引	川崎市ふれあいフリーパスの交付	川崎市福祉タクシー利用券の交付	バス（市バス・民営バス）運賃の割引	有料道路通行料金の割引	福祉キャブ（リフト付き自動車）	生活福祉資金貸付制度	身体障害者更生資金貸付事業	手話通訳者派遣事業	要約筆記者派遣事業			
掲載ページ		139	140	141	142	145	150	147	148	89	90	86	87	89	91	93	137	137	99	99			
身体障害者手帳	視覚障害	1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○					
		2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○					
		3	○	○	○	○	○	○	△	○	○	○	○	△	○	○		○	○				
		4	○	○	○	△	△	○		○	○	△	△	○		○	○		○	○			
		5	○	○				○		○	○	△	△	△		○	○		○	○			
		6	○	○				○		○	○	△	△	△		○	○		○	○			
	聴覚・平衡機能障害	2	○	○	○	○	○	○	○	△	○	○	△	△	○		○	○		○	○	○	○
		3	○	○	○	○	○	○	△	○	○	△	△	○		○	○		○	○	○	○	
		4	○	○	○			○		○	○	△	△	△		○	○		○	○	○	○	
		5	○	○		△	○	○		○	○	△	△	△		○	○		○	○			
		6	○	○				○		○	○	△	△	△		○	○		○	○	○	○	
	音声・言語機能障害	3	○	○	○	△	○	○	△	○		○	○	○		○	○		○	○	○	○	
		4	○	○	○			○		○	○	○	○	○		○	○		○	○	○	○	
	肢体不自由	1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	○	○	△	○	○			
		2	○	○	○	△	△	○	○	○	△	△	○	△	○	○	△	○	○				
		3	○	○	○	△	△	○	△	○		△	△	○	△	○	○		○	○			
		4	○	○	○	△	△	○		○		△	△	○		○	○		○	○			
		5	○	○		△	△	○		○		△	△	△		○	○		○	○			
		6	○	○		△	△	○		○		△	△	△		○	○		○	○			
	内部障害	1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	○	○			
		2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	○	○			
		3	○	○	○	○	○	○	△	○		○	○	○	△	○	○		○	○			
		4	○	○	○	○	○	○		○		△	△	○		○	○		○	○			
療育手帳	A1(IQ20 以下)	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○					
	A2(IQ21-35)	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○					
	B1 (IQ36-50)	○	○				○	△	○		△	△	○	△	○		○						
	B2(IQ51-75)	○	○				○		○		△	△	△		○		○						
精神障害者 保健福祉手帳	1	○	○		○	△	○	○	○	○	○	○	○				○						
	2	○	○				○	△	○		△	○	○				○						
	3	○	○				○		○		△	○	○				○						
所得による負担の有無		無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	有	無	無	無	無			
所得制限の有無		無	無	無	無	無	無	無	有	無	無	無	無	無	無	無	有	無	無	無			
備 考								△身障手帳3級、IQ50以下、 2級のうちのいずれか2つ以上	住民税（市民税）非課税世帯	世帯主かつ受信契約者			特別乗車証及びふれあいフリーパス 受領者は除く 特別乗車証及び福祉タクシー利用券 受領者は除く			外出時に車いすや介助を必要とする方							